

外郭団体に関する特別委員会の運営について（案）

1. 委員会の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 3 項に規定する市の出資法人に関し、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査する。

2. 基本的な運営方法

（1）委員会が審査の対象とする団体は別紙のとおりであり、審査事項は次のとおりとする。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業の進捗状況
- ③ 決算
- ④ その他重要な事項

（2）各団体について、所管局から資料の提出を求め、説明を聴取し質疑を行う。

（3）委員会審査の過程において、資料提出を必要とするときは、委員会に諮ったうえで、これを要求する。

（4）事業の進捗状況等を調査するため、必要に応じて実地視察を行う。

（5）以上の調査により、特に詳細なる調査を要すると認められる団体については、さらに調査を行う。

3. 委員会への提出資料

（1）団体の概要

- ① 定款
- ② 設立年月日
- ③ 資本金（又は基本財産）
- ④ 本市の出資金（又は出捐金）及び債務保証額
- ⑤ 機構、社員数（又は職員数）及び役員名簿

（2）予算及び事業計画

- ① 予定損益計算書（又は収支予算書及び予定正味財産増減計算書）及び予定貸借対照表

② 事業計画書

(3) 決算

① 損益計算書（又は収支計算書及び正味財産増減計算書）及び貸借対照表

② 事業報告書

(4) その他

① 業務実績に関する評価委員会の評価結果（地方独立行政法人に限る。）

② 経営改善の取組状況その他委員会又は所管局が必要と認める事項

4. 委員会への出席者

委員会には、当該団体を所管する局部長の出席を求める。

また、現職局部長を派遣している団体については、当該派遣者の出席も求める。

その他、当該団体の代表者等の出席について所管局から申し出がある場合は、委員会の冒頭で諮る。